

平成26年度東京都税制調査会

第1回 小委員会

〔地方財政調整制度に関する資料〕

平成26年6月9日

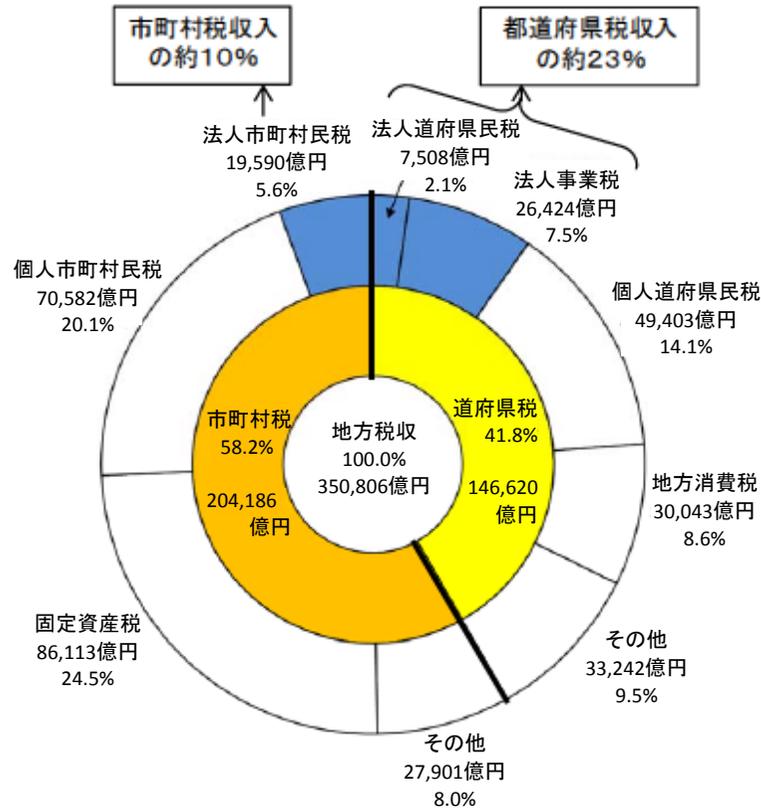
地方財政調整制度に関する資料 目次

資料名	資料番号	頁
地方税収と地方財政の財源不足の状況	1	1
地方財政の借入金残高の状況	2	2
地方交付税等総額（当初）の推移	3	3
一般財源の人口一人当たり額の状況（平成24年度決算）	4	4
平成26年度与党税制改正大綱～地方法人課税の偏在是正について～	5	5
税率の改正案（イメージ）	6	6
平成26年度税制改正による都への影響	7	7

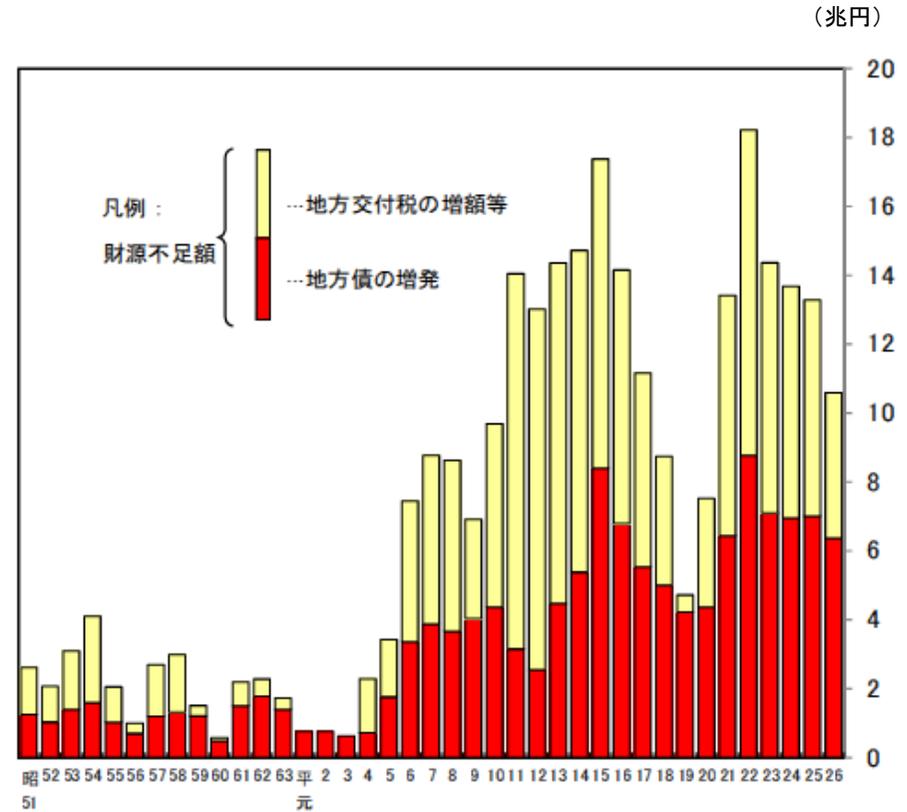
地方税収と地方財政の財源不足の状況

資料1

〈地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)〉



〈地方財政の財源不足の推移〉

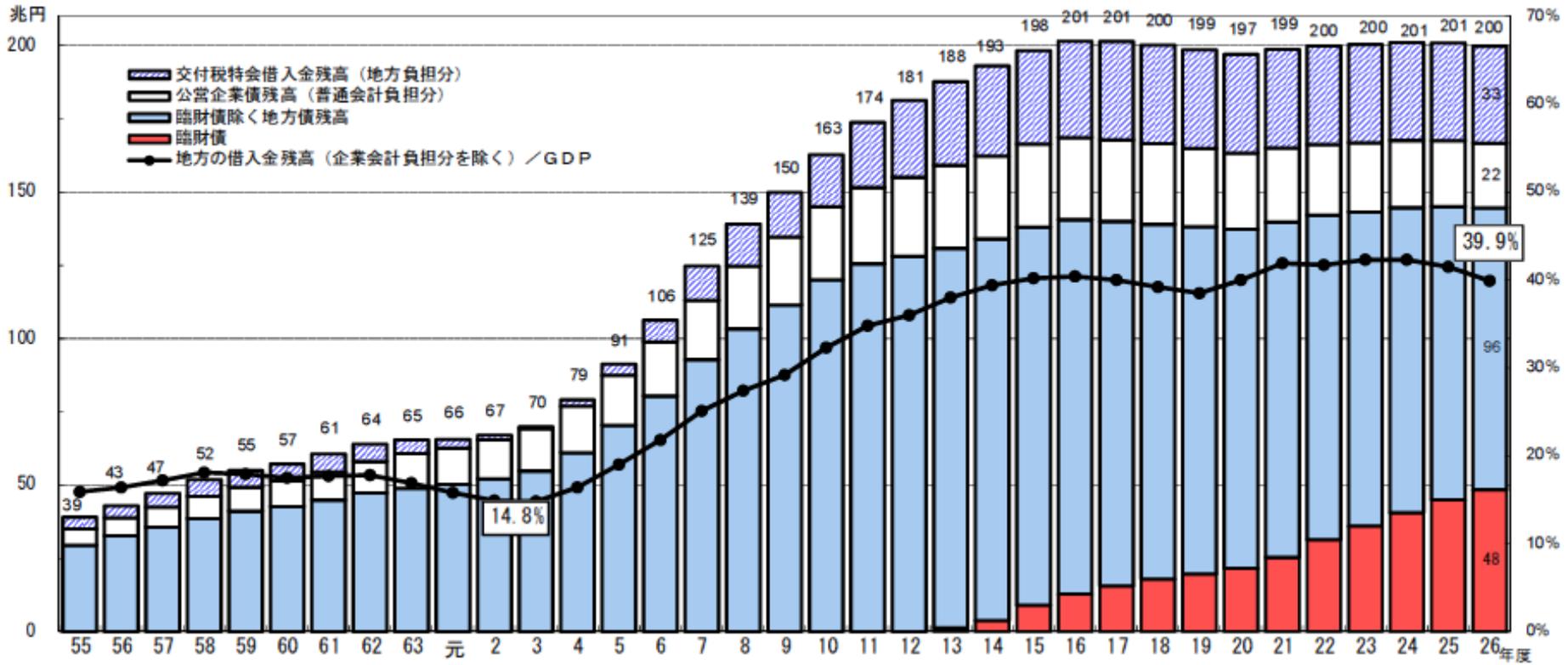


(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(平成26年度は当初)

注 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ(平成26年4月24日)資料より抜粋。

地方財政の借入金残高の状況

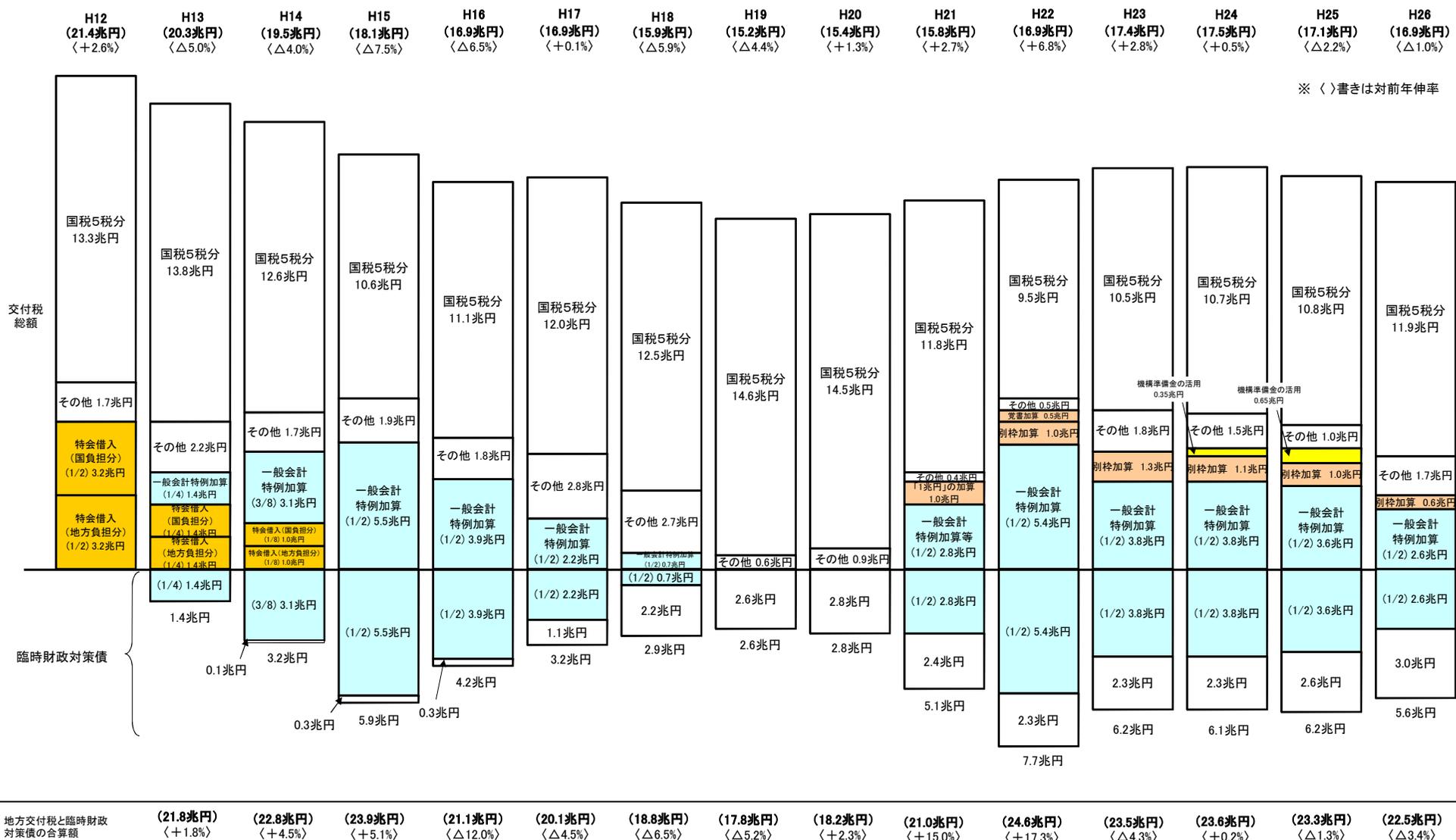
資料2



- 注1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ(平成26年4月24日)資料より抜粋。
- 2 地方の借入金残高は、平成24年度は決算ベース、平成25年度は実績見込み、平成26年度は年度末見込み。
- 3 GDPは、平成24年度は実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。
- 4 表示未満は四捨五入をしている。

地方交付税等総額（当初）の推移

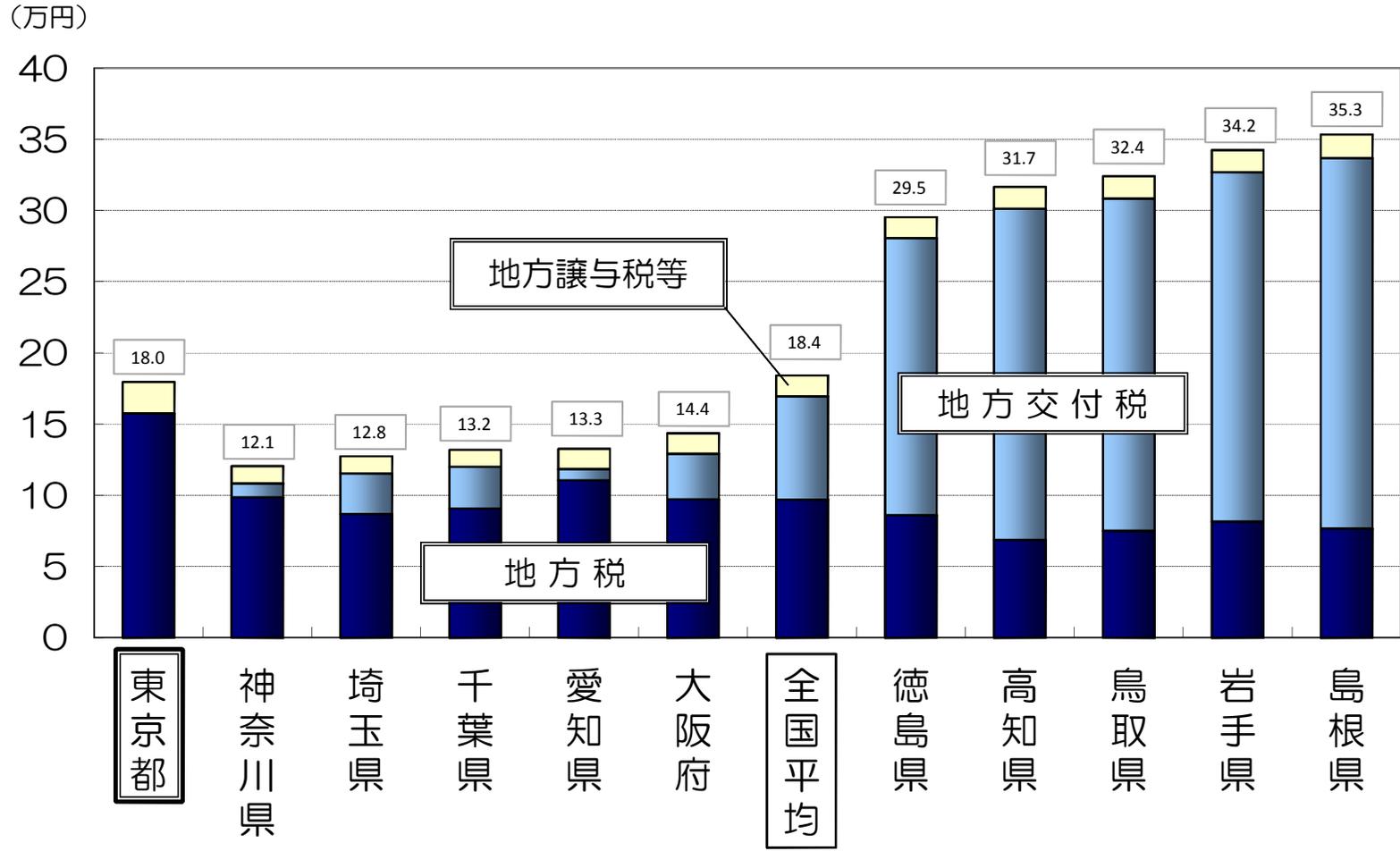
資料 3



注1 「地方財政関係資料」(総務省)により作成。
 2 表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

一般財源の人口一人当たり額の状況(平成24年度決算)

資料4



注1 「平成26年版地方財政白書」(総務省)により作成。

- 2 地方税の額は、超過課税、法定外税を含み、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金として市町村に交付する額を除いたものである
- 3 東京都の地方税については、上記交付金のほかに特別区財政調整交付金、東京都が徴収した市町村税相当額を除いたものである。
- 4 人口1人当たり額は、平成25年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額である。

平成 26 年度与党税制改正大綱（平成 25 年 12 月 12 日）より
 ～地方法人課税の偏在是正について～

[消費税率 8 % 段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[] : 制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]

(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税(仮称)の創設

- ・法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・法人税額を課税標準とし、税率は 4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・税込全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上

- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元

[消費税率 10 % 段階]

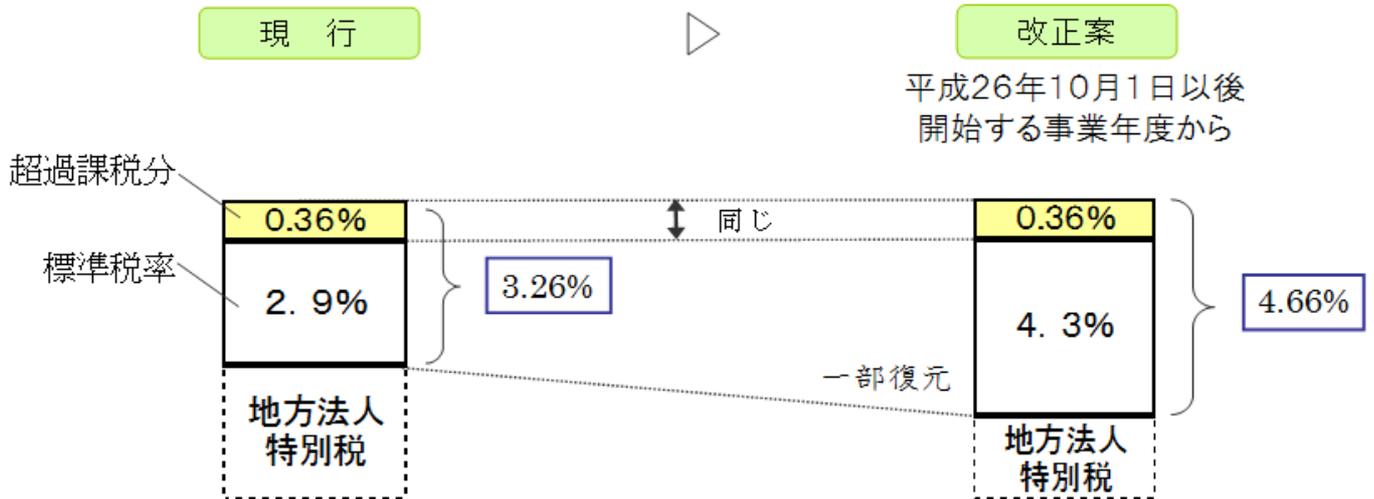
- 消費税率 10 % 段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

注 政府税制調査会 第 4 回法人課税ディスカッショングループ(平成 26 年 4 月 24 日)資料より抜粋。

税率の改正案(イメージ)

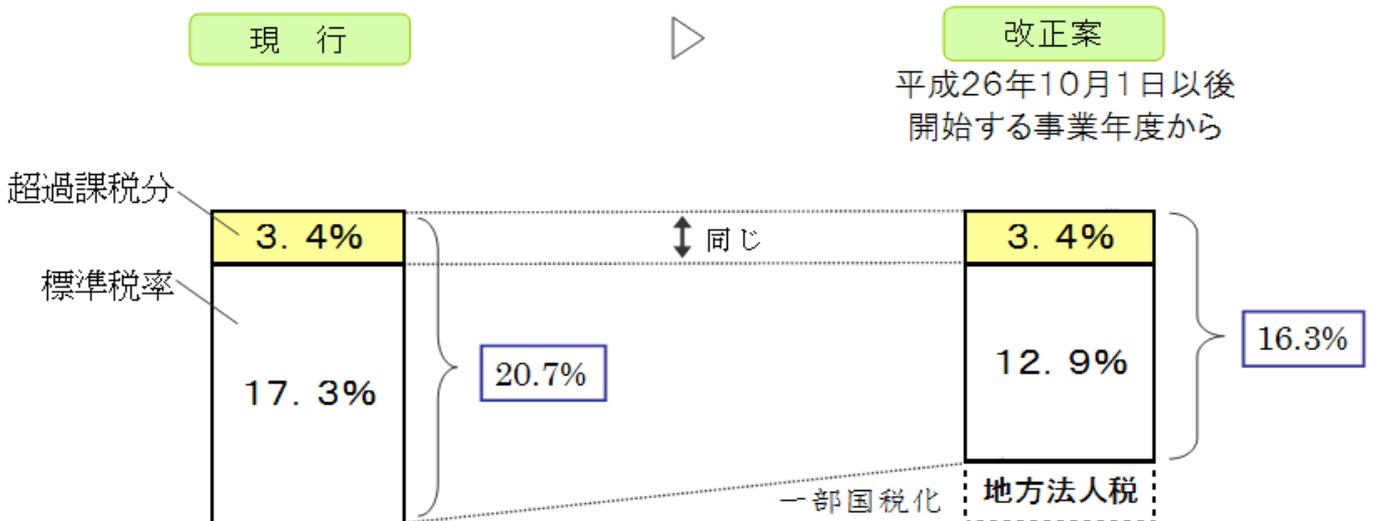
○ 法人事業税

(例)外形標準課税対象の法人・年所得のうち800万円を超える所得に係る税率



○ 法人都民税(法人税割)

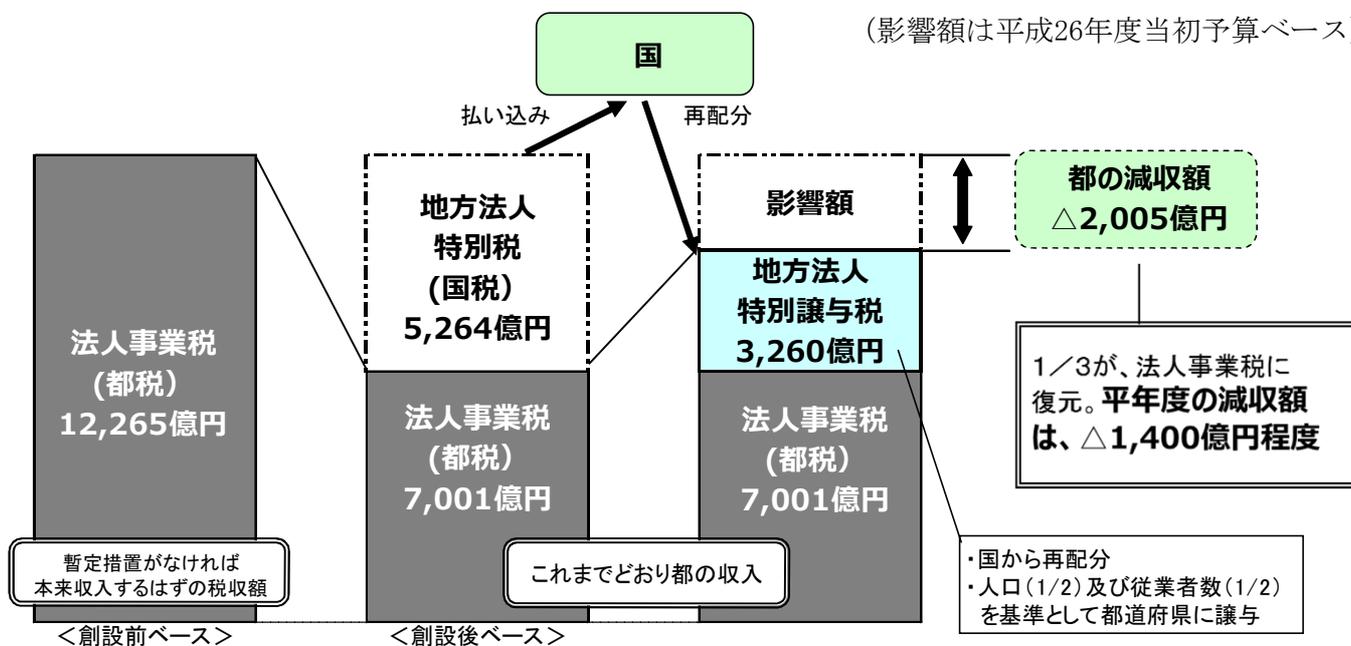
(例)23区内に事務所等がある場合



平成26年度税制改正による都への影響

〈法人事業税の暫定措置の都への影響〉

(影響額は平成26年度当初予算ベース)



〈法人住民税の一部国税化の都への影響〉

(影響額は平成26年度当初予算ベース)

